

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊武山駐屯地
第407会計隊長 蓮池 秀樹



一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件名等

総蛋白(TP)ほか335件

(2) 納期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(3) 納地 陸上自衛隊武山駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度及び令和4・5・6年度の全庁庁統一資格(資格を申請中の者は申請中の旨を証明)において「物品の販売」の等級が「D」以上に格付けされ関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止等の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。(協力業者を含む)
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 武山駐屯地 第407会計隊 契約班
東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札日時及び場所

- | | | |
|-------|---|--------------------------|
| (1) 日 | 時 | 令和4年3月22日(火) 11時00分 |
| (2) 会 | 場 | 陸上自衛隊 武山駐屯地 北1号隊舎 2階 談話室 |

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除とする。ただし落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、落札金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札。
- (2) 電報、電話、ファックス等による入札。
- (3) 郵便等による入札で、会計隊又は業務隊総務科に下記期限までに未着のもの。
- (4) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合。
- (6) 入札後契約締結するまでの間に、都道府県から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務等から排除するよう申請があり、当該状態が継続してしている者による入札。

7 落札決定方法

- (1) 予定総価(単価×予定数量)による。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 1回の入札で落札決定できない場合は、直ちに再度入札を実施する場合がある。細部については、別示する。
- (5) 落札金額は、入札書に記載された金額に消費税額を加えた金額を落札金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

8 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊標準契約書」の様式により契約書を作成し、提出するものとする。
尚、契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円以上の場合は契約書を作成する。

9 契約の締結

本契約の開札は落札決定を保留して行うものであり、契約締結は令和4年度予算が成立することを条件とする。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は令和4年3月22日(火)10時00分までに下記の連絡先に一報すること。
- (2) 入札書には、「公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を記入するものとする。
- (3) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (4) 第2項(3)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) 本件入札においては郵便入札を可とする。
入札状況によっては再度入札を行わない場合がある。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア日時: 令和4年3月25日(金)11時00分
イ場所: 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地 諸隊教場 (北1号隊舎1階)
- (7) 郵便入札により参加する場合は令和4年3月22日(火)10時00分までを期限とし、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して輸送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 本件事項に関する問い合わせ先

連絡先 : 〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊 武山駐屯地
第407会計隊 契約班 担当 今野
電話: 046-856-1291 (内線348)
FAX: 046-856-1291 (内線370)

仕 様 書

総蛋白(TP)他 333件	作成部隊	武山駐屯地業務隊衛生科
	仕様書番号	第3号
	作成年月日	令和4年2月28日

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地が部外に委託する医療検体の検査（以下「検体検査」という。）について、規定する。
- (2) 契約業者は、本仕様書に規定するほか、関係法令を遵守すること。

2 適用範囲

本仕様書は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、陸上自衛隊武山駐屯地が委託する検体検査について、適用するものである。

3 委託内容

陸上自衛隊武山駐屯地が委託する検体検査の実施及び報告

- (1) 検体検査の依頼は、発生の都度、電話で調整する。
- (2) 検体検査の実施は、努めて早期に行う。
- (3) 緊急検査の依頼を受けた際は、FAX又は電話による検査結果を報告した後、「報告書」を提出すること。

4 秘密保持

- (1) 検体検査に係る取得情報は、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 報告書は、紛失に留意する。また、外部から透視できない処置を確実に講じること。

5 その他

本仕様書の各条項に関する疑義が生じた際は、その都度、協議し、これを取り決めるものとする。

仕 様 書

麻疹他1件

作成部隊

武山駐屯地業務隊衛生科

仕様書番号

第4号

作成年月日

令和4年2月28日

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地が部外に委託する感染症・ウィルス検査（以下「抗体検査」という。）について、規定する。
- (2) 契約業者は、本仕様書に規定するほか、関係法令を遵守すること。

2 適用範囲

本仕様書は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、陸上自衛隊武山駐屯地が委託する抗体検査について、適用するものである。

3 委託内容

陸上自衛隊武山駐屯地が依頼する抗体検査の実施及び報告

- (1) 抗体検査の依頼は、発生の都度、電話で調整する。
- (2) 抗体検査の実施は、努めて早期に行う。
- (3) 緊急検査の依頼を受けた際は、FAX又は電話による検査結果を報告した後、「報告書」を提出すること。

4 秘密保持

- (1) 抗体検査に係る取得情報は、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 報告書は、紛失に留意する。又は、外部から透視できない処置を確実に講じること。

5 その他

本仕様書の各条項に関する疑義が生じた際は、その都度、協議し、これを取り決めるものとする。